

(別 紙)

食品表示基準について（新旧対照表）

※ 規定全体が改正される箇所は、破線で改正前欄と改正後欄を囲って対応させています。

改正後（新）							改正前（旧）						
食品表示基準について（平成27年3月30日消食表第139号）							食品表示基準について（平成27年3月30日消食表第139号）						
（総則関係）～別添 添加物 1－6 （略）							（総則関係）～別添 添加物 1－6 （略）						
別添 添加物 2－1							別添 添加物 2－1						
既存添加物名簿収載品目リスト							既存添加物名簿収載品目リスト						
番号	品 名		簡略名又は 類別名	基原・製法・本質	用 途	備 考	番号	品 名		簡略名又は 類別名	基原・製法・本質	用 途	備 考
	名 称	別 名						名 称	別 名				
1 ～ 40	(略)						1 ～ 40	(略)					
(削除)							41	オゾケライト	セレシン		ワックスシュールの鉱脈に含まれるロウを精製したものである。主成分はC ₃₀ ～C ₃₅ の炭化水素である。	ガムベ ス	Ozokerite
41 ～ 89	(略)						42 ～ 90	(略)					
(削除)							91	グアヤク脂 (ユソウボクの幹枝から得られた、グアヤコン酸、グアヤレチック酸及びβ-レジンを主成分とするものをいう。)			ハマビシ科ユソウボク (Guaiacum officinale LINNE) の幹枝を、加熱して得られたものである。有効成分は、グアヤコン酸、グアヤレチック酸及びβ-レジンである。	酸化防止 剤	Guaiac resin Guajac resin
(削除)							92	グアヤク樹脂 (ユソウボクの分泌液から得られた、α-グアヤコン酸及びβ-グアヤコン酸を主成分とするものをいう。)			ハマビシ科ユソウボク (Guaiacum officinale LINNE) の分泌液を、室温時エタノールで抽出し、ろ液からエタノールを留去して得られたものである。主構成成分はα-、β-グアヤコン酸である。	ガムベ ス	Guajac resin (extract)
90 ～ 93	(略)						93 ～ 96	(略)					
(削除)							97	グッタハンカン (グッタハンカンの分泌液から得られた、アミリンアセタート及びポリイソプレンを主成分とするものをいう。)			アカテツ科グッタハンカン (Palaquium leiocarpum BOERL.) の幹枝より得られたラテックスを、熱時水で洗浄し、水溶成分を除去したものより得られたものである。主成分はトランスポリイソプレン及びアミリンアセタートである。	ガムベ ス	Gutta hang kang
(削除)							98	グッタペルカ (グッタペルカの分泌液から得			アカテツ科グッタペルカ (Palaquium gutta BURCK.) の幹枝より得られたラテックスを、熱時水で洗浄し、水溶成分を除去したものより	ガムベ ス	Gutta percha

	一、ローレル又はワサビから抽出し、又はこれを水蒸気蒸留して得られたものをいう。ただし、「ウコン色素」、「オレガノ抽出物」、「オレンジ色素」、「カラシ抽出物」、「カンゾウ抽出物」、「カンゾウ油性抽出物」、「クチナシ黄色素」、「クローブ抽出物」、「 <u>ゴマ油不けん化物</u> 」、「 <u>ショウガ抽出物</u> 」、「 <u>精油除去ウイキョウ抽出物</u> 」、「セイヨウワサビ抽出物」、「セージ抽出物」、「タマネギ色素」、「タマリンド色素」、「タマリンドシードガム」、「タンニン（抽出物）」、「トウガラシ色素」、「トウガラシ水性抽出物」、「ニガヨモギ抽出物」、「ニンジンカロテン」及び「ローズマリー抽出物」を除く。）	
<u>115</u> ～ <u>127</u>	(略)	
	(削除)	
<u>128</u>	ゴム (バラゴムの分泌液から得られた、ポリイソブレンを主成分とするものをいう。ただし、 <u>バラゴムノキの分泌液を分解して得られた、ポリイソブレンを主</u>	(略)

	一、ローレル又はワサビから抽出し、又はこれを水蒸気蒸留して得られたものをいう。ただし、「ウコン色素」、「オレガノ抽出物」、「オレンジ色素」、「カラシ抽出物」、「カンゾウ抽出物」、「カンゾウ油性抽出物」、「クチナシ黄色素」、「クローブ抽出物」、「 <u>ゴマ油不けん化物</u> 」、「 <u>シソ抽出物</u> 」、「 <u>ショウガ抽出物</u> 」、「 <u>精油除去ウイキョウ抽出物</u> 」、「セイヨウワサビ抽出物」、「セージ抽出物」、「タマネギ色素」、「タマリンド色素」、「タマリンドシードガム」、「タンニン（抽出物）」、「トウガラシ色素」、「トウガラシ水性抽出物」、「ニガヨモギ抽出物」、「ニンジンカロテン」及び「ローズマリー抽出物」を除く。）			
<u>120</u> ～ <u>132</u>	(略)			
<u>133</u>	<u>ゴマ柄灰抽出物</u> (ゴマの茎又は葉の灰化物から抽出して得られたものをいう。)	ゴマ (Sesamum indicum LINNE) の茎又は葉を灰化し、室温時水で抽出し、上澄み液をろ過して得られたものである。	製造用剤	Sesame straw ash extract
<u>134</u>	ゴム (バラゴムの分泌液から得られた、ポリイソブレンを主成分とするものをいう。ただし、 <u>「低分子ゴム」</u> を除く。)	(略)		

	成分とするものを除く。)	
	(削除)	
129 ～ 145	(略)	
	(削除)	
146 ～ 165	(略)	
	(削除)	
166 ～ 169	(略)	
	(削除)	
	(削除)	
	(削除)	
170 ～ 177	(略)	
	(削除)	
178 ～ 184	(略)	

135	ゴム分解樹脂 (「ゴム」から得られた、ジテルペン、トリテルペン及びテトラテルペンを主成分とするものをいう。)			トウダイグサ科パラゴム (Hevea brasiliensis MUELL.-ARG.) の幹枝より得られるラテックスを、加熱分解したもの、又は酵素分解して得られた低分子の樹脂状物質である。主成分はC ₂₀ ～C ₄₀ のテルペノイドである。	ガムベース Resin of depolymerized natural rubber
136 ～ 152	(略)				
153	シソ抽出物 (シソの種子又は葉から得られた、テルペノイドを主成分とするものをいう。)	シソエキス		シソ科シソ (Perilla crispa TANAKA) の種子又は葉より、酸性水溶液又は温時含水エタノールで抽出したものから得られたものである。主成分はテルペノイドである。	製造用剤 Perilla Extract
154 ～ 173	(略)				
174	セピオライト			鉱石セピオライトを、粉砕して得られたものである。主成分はイノケイ酸のマグネシウム塩である。	製造用剤 Sepiolite
175 ～ 178	(略)				
179	ソバ柄灰抽出物 (ソバの茎又は葉の灰化物から抽出して得られたものをいう。)		植物灰抽出	タデ科ソバ (Fagopyrum esculentum MOENCH.) の茎又は葉を灰化したものより、熱時水で抽出して得られたものであって、アルカリ金属及びアルカリ土類金属を含む。	製造用剤 Buckwheat ash extract
180	ソルバ (ソルバの分泌液から得られた、アミリンアセタート及びポリイソブレンを主成分とするものをいう。)	ベリージョ ベンダーレ レッツェカスピ		キョウチクトウ科ソルバ (Couma macrocarpa BARB. RODR.) の幹枝から得られたラテックスを、熱時水で洗浄し、水溶成分を除去して得られたものである。主成分はアミリンアセタート及びシスポリイソブレンである。	ガムベース Sorva Leche caspi
181	ソルビンハ (ソルビンハの分泌液から得られた、アミリンアセタート及びポリイソブレンを主成分とするものをいう。)	ソルバベケーニ ヤ		キョウチクトウ科ソルビンハ (Couma utilis MUELL.) の幹枝より得られたラテックスを、熱時水で洗浄し、水溶成分を除去して得られたものである。主成分はアミリンアセタート及びシスポリイソブレンである。	ガムベース Sorvinha
182 ～ 189	(略)				
190	胆汁末 (胆汁から得られた、コール酸及びデソキシコール酸を主成分とするものをいう。)	コール酸 デソキシコール酸		動物の胆汁を、粉末化して得られたものである。主成分はコール酸及びデソキシコール酸である。	乳化剤 Powdered bile
191 ～ 197	(略)				

(削除)					トウダイグサ科チルテ (<u>Cnidoseolus elasticus LUNDELL.</u>) の幹枝より得られたラテックスを、熱湯水で洗浄し、水溶成分を除去して得られたものである。主成分はアミリンアセタート及びポリイソブレンである。	ガムベース	Chille
<u>185</u>	(略)						
(削除)					クワ科ツヌー (<u>Castilla fallax COOK.</u>) の幹枝より得られたラテックスを、脱水したものであり得られたものである。主成分はアミリンアセタート及びポリイソブレンである。	ガムベース	Tunu
<u>186</u> ・ <u>187</u>	(略)						
(削除)					トウダイグサ科パラゴム (<u>Hevea brasiliensis MUELL.-ARG.</u>) の幹枝より得られるラテックスを、加熱分解して得られたもの、又は酵素分解して得られたものである。主成分はシスポリイソブレンである。	ガムベース	Depolymerized natural rubber
(削除)					アオギリ科カカオ (<u>Theobroma cacao LINNE</u>) の種子、アオギリ科コーラ (<u>Cola acuminata SCHOTT et ENDL.</u>) の種子又はツバキ科チャ (<u>Camellia sinensis O. KZE.</u>) の葉より、水又はエタノールで抽出し、分離して得られたものである。成分はテオブロミンである。	苦味料等	Theobromine
<u>188</u> ～ <u>208</u>	(略)						
(削除)			石油ナフサ		石油蒸留物を、精製して得られたものである。成分はパラフィン系及びナフタレン系炭化水素である。	製造用剤	Petroleum naphtha
<u>209</u> ～ <u>211</u>	(略)						
(削除)					クワ科ニガーグッタ (<u>Ficus platyphylla DELILE.</u>) の幹枝より得られたラテックスを、熱湯水で洗浄し、水溶成分を除去して得られたものである。主成分はアミリンアセタート及びポリイソブレンである。	ガムベース	Niger gutta
<u>212</u> ～ <u>215</u>	(略)						
(削除)					マメ科ダイズ (<u>Glycine max MERRILL.</u>) の種子を脱脂し、ばい煎したものより、熱湯水で抽出後、温時エタノールでタンパク質を除去して得られたものである。成分としてマルトールを含む。	製造用剤	Roasted soybean extract

216 ～ 230	(略)
(削除)	
231 ～ 248	(略)
(削除)	
249 ～ 253	(略)
(削除)	
254 ～ 264	(略)
(削除)	
265 ～ 275	(略)
(削除)	
276 ～ 280	(略)
(削除)	

236 ～ 250	(略)				
251	ひる石		不溶性鉱物性物質	鉱床より採掘したひる石を、1000℃で焼成し、洗浄した後、乾燥して得られたものである。主成分はケイ酸塩である。	製造用剤 Vermiculite
252 ～ 269	(略)				
270	プロポリス抽出物 (ミツバチの巣から得られた、フラボノイドを主成分とするものをいう。)			ミツバチ科ミツバチ (Apis mellifera LINNE, Apis indica RODOSZKOWSKI) の巣より、エタノールで抽出して得られたものである。主成分はフラボノイドである。	酸化防止剤 Propolis extract
271 ～ 275	(略)				
276	ペカンナッツ色素 (ペカンの果皮又は渋皮から得られた、フラボノイドを主成分とするものをいう。)	ピーカンナッツ色素	フラボノイド フラボノイド色素	クルミ科ピーカン (Carya pecan ENGL. Et GRAEBN.) の果皮又は渋皮より、熱時水若しくは含水エタノールで抽出して得られたもの又は熱時酸性水溶液で抽出し、中和して得られたものである。主色素はフラボノイドである。褐色を呈する。	着色料 Pecan nut colour
277 ～ 287	(略)				
288	ベネズエラチクル (ベネズエラチクルの分泌液から得られた、アミリンアセタート及びポリイソプレンを主成分とするものをいう。)	カプーレ		アカテツ科ベネズエラチクル (Manilkara williamsii STANDL.) の幹枝より得られるラテックスを、脱水したものより得られたものである。主成分はアミリンアセタート及びポリイソプレンである。	ガムベール Venezuelan chicle
289 ～ 299	(略)				
300	ホホバロウ (ホホバの果実から得られた、イコセン酸イコセニルを主成分とするものをいう。)	ホホバワックス		ツゲ科ホホバ (Simmondsia californica NUTT.) の果実より採油したホホバ脂より、分離して得られた高融点ロウ物質である。主成分はイコセン酸イコセニルである。	ガムベール Jojoba wax
301 ～ 305 306	(略)				
306	マッサランドパチョコレート (マッサランドパチョコレートの分泌液から得られた、アミリンアセタート及びポリイソプレンを主成分とするものをいう。)			アカテツ科マッサランドパチョコレート (Manilkara solimoesensis GILLY.) の幹枝より得られたラテックスを、熱時水で洗浄し、水溶成分を除去して得られたものである。主成分はアミリンアセタート及びポリイソプレンである。	ガムベール Massaranduba chocolate

(削除)							307	マッサランドバ バラタ (マッサランド ババラタの分泌 液から得られ た、アミリンア セタート及びポ リイソブレンを 主成分とするも のをいう。)			アカテツ科マッサランドババラタ (<i>Manilkara huberi</i> (DUCKE) CHEVAL.) の 幹枝より得られたラテックスを、熱湯水で洗 浄し、水溶成分を除去して得られたものである。 主成分はアミリンアセタート及びポリイ ソブレンである。	ガムベ ー ス	<i>Massaranduba</i> <i>balata</i>
281 ～ 322	(略)						308 ～ 349	(略)					
323	レイシ抽出物 (マンネンタケ の子実体から抽 出して得られた ものをいう。)	マンネンタケ抽 出物 (子実体)	レイシ レイシ (子実 体)	※	苦味料等	<i>Carpophore</i> <i>Derived</i> <i>Mannentake</i> <i>Extract</i> (Fruiting body)	350	レイシ抽出物 (マンネンタケ の菌糸体若しく は子実体又はそ の培養液から抽 出して得られた ものをいう。)	マンネンタケ抽 出物	レイシ	サルノコシカケ目マンネンタケ (<i>Ganoderma</i> <i>lucidum</i> KARST.) の菌糸体若しくは子実体、 又はその培養液より、水、エタノール又は二 酸化炭素で抽出して得られたものである。	苦味料等	<i>Mannentake</i> <i>Extract</i>
								レイシ抽出物 (子実体)	マンネンタケ抽 出物 (子実体)	レイシ (子実 体)	※		<i>Carpophore</i> <i>Derived</i> <i>Mannentake</i> <i>Extract</i> (Fruiting body)
(削除)							351	レッチュデバカ (レッチュデバ カの分泌液から 得られた、アミ リンエステルを 主成分とするも のをいう。)			クワ科レッチュデバカ (<i>Brosimum utile</i> (H.B.K.) PITT.) の幹枝から得られたラテッ クスを、熱湯水で洗浄し、水溶成分を除去し て得られたものである。主成分はアミリンエ ステルである。	ガムベ ー ス	<i>Leche de</i> <i>vaca</i>
324 ・ 325	(略)						352 ・ 353	(略)					
(削除)							354	ログウッド色素 (ログウッドの 心材から得られ た、ヘマトキシ リンを主成分と するものをいう。)			マメ科ログウッド (<i>Haematoxylon</i> <i>campechianum</i>) の心材より、熱湯水で抽出し て得られたものである。主色素はヘマトキシ リンである。黒褐色を呈する。	着色料	<i>Logwood</i> <i>colour</i>
(削除)							355	ロシディンハ (ロシディンハ の分泌液から得 られた、アミリ ンアセタート及 びポリイソブレ ンを主成分とす るものをいう。)	ロジディンハ		アカテツ科シデロキシロン属 (<i>Sideroxylon</i>) の幹枝より得られたラテッ クスを、脱水したものより得られたものであ る。主成分はアミリンアセタート及びポリイ ソブレンである。	ガムベ ー ス	<i>Rosidinha</i>
326 ・ 327	(略)						356 ・ 357	(略)					

※食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）第2添加物の部D成分規格・保存基準各条の規定に従う。
なお、組換えDNA技術によって得られた生物を利用して製造された添加物の場合は、厚生労働大臣が定める安全性審査の手続を経た旨が公表されていなければならない。

別添 添加物 2－2～別添 栄養成分等の分析方法等 （略）

別添 アレルゲンを含む食品に関する表示

第1～別表1 （略）

別表2
特定原材料等由来の添加物についての表示例

1 特定原材料

特定原材料の名称	区分	添加物名	特定原材料の表示	備考
(略)				
そば	既存添加物	(削除)		
		(略)		
(略)				

2 特定原材料に準ずるもの

特定原材料に準ずるものの名称	区分	添加物名	特定原材料に準ずるものの表示	備考
(略)				
牛肉	(略)			
	既存添加物	(略)		
		(削除)		
		(略)		
	(略)			
ごま	既存添加物	(略)		
		(削除)		

※食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）第2添加物の部D成分規格・保存基準各条の規定に従う。
なお、組換えDNA技術によって得られた生物を利用して製造された添加物の場合は、厚生労働大臣が定める安全性審査の手続を経た旨が公表されていなければならない。

別添 添加物 2－2～別添 栄養成分等の分析方法等 （略）

別添 アレルゲンを含む食品に関する表示

第1～別表1 （略）

別表2
特定原材料等由来の添加物についての表示例

1 特定原材料

特定原材料の名称	区分	添加物名	特定原材料の表示	備考
(略)				
そば	既存添加物	<u>ソバ柄灰抽出物</u>	<u>植物灰抽出物</u>	<u>燃烧するのでアレルギーは含まないと考えられる。</u>
		(略)		
(略)				

2 特定原材料に準ずるもの

特定原材料に準ずるものの名称	区分	添加物名	特定原材料に準ずるものの表示	備考
(略)				
牛肉	(略)			
	既存添加物	(略)		
		胆汁末	胆汁末(牛由来) コール酸(牛由来) デソキシコール酸(牛由来) 乳化剤(牛由来)	ただし、豚の場合は(豚由来)と記載 真皮層を含まない内臓由来のものは特定原材料等の表示不要
		(略)		
	(略)			
ごま	既存添加物	(略)		
		ゴマ柄灰抽出物	特定原材料等表示不要	燃烧するのでアレルゲンは含ま

					<u>ないと考えられる。</u>
		(略)			
(略)					
大豆	(略)				
	既存添加物	(略)			
		(削除)			
		(略)			
	(略)				
(略)					
(注)	(略)				
別表 3 特定原材料等の代替表記等方法リスト (略)					
別添 アレルゲンを含む食品の検査方法～別添 Shellfish Growing Areas Classified for Harvest for Human Consumption in Accordance with Regulation 48 of the Animal Products (略)					

					<u>ないと考えられる。</u>
		(略)			
(略)					
大豆	(略)				
	既存添加物	(略)			
		<u>ばい煎ダイズ抽出物</u>	<u>ばい煎ダイズ抽出物</u>	<u>名称に「ダイズ」があるので、特定原材料等の表示不要</u>	
		(略)			
	(略)				
(略)					
(注)	(略)				
別表 3 特定原材料等の代替表記等方法リスト (略)					
別添 アレルゲンを含む食品の検査方法～別添 Shellfish Growing Areas Classified for Harvest for Human Consumption in Accordance with Regulation 48 of the Animal Products (略)					